



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年8月27日(火) 第10227号

目次

| | ページ |
|---------------------------------------|-----|
| 規 則 | |
| ○群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(医務課) | 2 |
| 告 示 | |
| ○家畜伝染病発生報告(農政課) | 3 |
| ○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞(住宅政策課) | 3 |
| ○同 | 3 |
| ○指定納付受託者の指定(高校教育課) | 4 |
| 公 告 | |
| ○群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更許可(市町村課) | 4 |
| 落 札 | |
| ○落札者等の決定(高校教育課) | 5 |

■ 規 則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年八月二十七日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第四十四号

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十一年群馬県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条の規定による休業又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

別記様式第十号中「~~緊急医療連携~~」を削る。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第209号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

令和6年8月27日

群馬県知事 山本 一 太

| 病名 | 畜種 | 患畜又は疑似患畜の区分 | 発生群数 | 発生日月日 | 発生場所 | 処置 |
|-----|----|-------------|------|-----------|------|------|
| 腐蛆病 | 蜜蜂 | 患畜 | 1群 | 令和6年7月26日 | 東吾妻町 | 自衛焼却 |

◎群馬県告示第210号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年8月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年9月11日(水)午前10時00分
 - (2) 場所 群馬県庁295会議室(29階)
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示
- 4 根拠規定 法第65条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 三共ハウジング株式会社
 - (2) 代表者氏名 小島 秀雄
 - (3) 事務所所在地 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2946番地
 - (4) 免許証番号 群馬県知事(2)第7441号
 - (5) 免許年月日 令和4年3月8日
 - (6) 有効期間 令和4年3月9日から令和9年3月8日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 岡田 啓思

◎群馬県告示第211号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年8月27日

群馬県知事 山本 一太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年9月11日（水）午前11時00分
 - (2) 場所 群馬県庁295会議室（29階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への業務停止に係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への業務停止
- 4 根拠規定 法第65条第2項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 株式会社開成コーポレーション
 - (2) 代表者氏名 岩瀬 正男
 - (3) 事務所所在地 群馬県富岡市黒川768番地1
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（7）第5527号
 - (5) 免許年月日 令和4年9月9日
 - (6) 有効期間 令和4年9月10日から令和9年9月9日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 岡田 啓思

◎群馬県告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和6年8月27日

群馬県知事 山本 一太

| 指定納付受託者の所在地及び名称 | 指定をした日 | 歳入の種類 |
|-------------------------------------|----------|--------------------------------------|
| 東京都港区高輪一丁目3番13号 ソニーペイメントサービス株式会社 | 令和6年8月6日 | 群馬県公立高等学校・中等教育学校 Web出願システムにおける受検料 |

■ 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、群馬県後期高齢者医療広域連合から申請のあった群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、令和6年8月14日付けで許可したので、同条第5項の規定により公表する。

令和6年8月27日

群馬県知事 山本 一太

■ 落札

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和6年8月27日

群馬県教育委員会教育長 平田 郁美

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 群馬県公立高等学校・中等教育学校Web出願システム構築・調達業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県教育委員会事務局高校教育課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年6月19日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 株式会社システム研究所 福井県福井市御幸2-17-25
- 5 随意契約に係る契約金額 192,671,875円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111